平成２５年（フ）第４９号
愛知県豊橋市東幸町字東明130番地１
債務者　加藤　高宏
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５１号
愛知県豊川市御油町小山30番地　ヴィレッヂかけしたＤ
債務者　大原みよ子
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０１号
静岡市駿河区泉町８番３号　ダイアパレス静岡２号館805号
債務者　柴田奈央美
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
栃木県佐野市小中町1280番地　とちのみ学園、住民票上の住所栃木県栃木市大宮町2127番地８
債務者　金子　佑太
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１２号
静岡県磐田市豊浜中野58番地９　グリーンビレッジ大竹105
債務者　東　　誠
１　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
静岡県磐田市竜洋中島722番地18
債務者　小野　祥満
１　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
愛知県豊橋市中野町字二本松西４－１、住民票上の住所愛知県豊橋市吉前町字東吉前新田91番地２
債務者　徳山　典司
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２７号
長崎県佐世保市大野町139番地２　美咲ハイツ１Ｆ
債務者　北野しのぶ
１　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
静岡県焼津市石津50番地の１　モルト・フェリーチェ101、旧住所静岡県焼津市下小田452番地の１　レオパレスそらまめ202号
債務者　根本　真宏
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
沖縄県沖縄市字登川2498番地１
債務者　大石　勝規
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５０号
愛知県豊橋市小松町198番地２　306
債務者　河野　　聡
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０７号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地15―102
破産者　バンダビルト　スティーブン　ドウェイン
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
大阪市生野区巽南５丁目16番21―105号、開始決定時の住所奈良県葛城市今在家286番地１
破産者　坂口　隆春
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
奈良県橿原市久米町630番地の１　コスモ橿原神宮前205
破産者　巽　徳太郎
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
奈良県橿原市曽我町806番地の４グレースビュー壱番館201号、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町294番地の１新栄マンション１号館211号
破産者　梅田　拓真
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係